負うものとされる額」を加え、同項第三号及び同条第二十四項第一号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）」を加え、同項第二号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」を加え、同項第三号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）」を加える。

附則第三十三条の二を削る。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

附則第六条第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二第一項中「地方税」の下に「（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「以下のこの条」を「次項及び第四項」に改め、「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第六項中「場合にこれを」を「規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「に該当する恒久的施設（法第二条第七号に規定する恒久的施設をいう。次項において同じ。）」を削り、「第二条第九号」を「第二条第八号」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令第二十条の二の四第一項の改正規定　平成三十年五月一日

二　第一条中地方税法施行令第三十九条の九の改正規定、同条を同令第三十九条の九の二とし、同令第二章第五節中同条の前に一条を加える改正規定、同令第五十三条の改正規定、同令第五十三条の二の二を同令第五十三条の二の三とし、同令第五十三条の二を同令第五十三条の二の二とする改正規定及び同令第五十三条の次に一条を加える改正規定並びに第二条並びに附則第五条及び第九条の規定　平成三十年十月一日

三　第一条中地方税法施行令第六条の二十の三、第七条の三の二、第七条の四の二第一項から第三項まで、第十条及び第四十六条の二の三の改正規定並びに第四条並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七条第一項及び第十二条の規定　平成三十一年一月一日

四　第一条中地方税法施行令附則第十一条に四項を加える改正規定（同条第四十五項及び第四十六項に係る部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

五　第一条中地方税法施行令附則第七条に二項を加える改正規定（同条第二十二項に係る部分に限る。）、同令附則第十一条第十九項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

六　第一条中地方税法施行令第三十七条の五第三項の改正規定及び同令附則第七条に二項を加える改正規定（同条第二十三項に係る部分に限る。）　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中地方税法施行令附則第六条の七第四号の改正規定　国際観光旅客税法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の四の二第一項（第十号に係る部分に限る。）、第二項（第九号及び第十号に係る部分に限る。）及び第三項（第四号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用する。

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第七条第一項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十一条第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。附則第七条第一項において「新法人税法」という。）第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第六項	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替え後の新法人税法」という。）
第九条の三第二号	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は読替え後の新法人税法
第九条の七第二十項	、第七十四条第一項、	若しくは第七十四条第一項又は読替え後の新法人税法
	（同法	（読替え後の新法人税法
	又は同法	又は法人税法
第九条の九の三第一項第一号	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は読替え後の新法人税法
附則第三条の二の二第一項	同法	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法

3　新令第九条の七第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係会社のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第九条の七第三項第一号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。